

投資信託説明書(交付目論見書)

使用開始日 2023年11月22日

# スーパー トレンド オープン

追加型投信/国内/株式

## ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。

- ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する目論見書(以下「請求目論見書」といいます。)は 野村アセットマネジメント株式会社のホームページに掲載しています。 は請求目論見書に記載しています。
- ●ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等については、下記の照会先までお問い合わせください。

委託会社 ファンドの運用の指図を行なう者

### 野村アセットマネジメント株式会社

■金融商品取引業者登録番号:関東財務局長(金商)第373号

<照会先>野村アセットマネジメント株式会社

●サポートダイヤル

0120-753104〈受付時間〉営業日の午前9時~午後5時

●ホームページ

http://www.nomura-am.co.jp/

受託会社 ファンドの財産の保管および管理を行なう者

## 三菱UFJ信託銀行株式会社

(再信託受託会社:日本マスタートラスト信託銀行株式会社)

	商品分類		属性区分		
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域
追加型	国内	株式	株式 一般	年1回	日本

上記、商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(http://www.toushin.or.jp/)でご覧頂けます。

#### <委託会社の情報>

■設立年月日:1959年12月1日

■資本金:171億円(2023年10月末現在)

■運用する投資信託財産の合計純資産総額:53兆6268億円(2023年9月29日現在)

この目論見書により行なうスーパー トレンド オープンの募集については、発行者である野村アセットマネジメント株式会社(委託会社)は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2023年5月18日に関東財務局長に提出しており、2023年5月19日にその効力が生じております。

- ●ファンドの内容に関して重大な変更を行なう場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に受益者の意向を確認いたします。
- ●投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されています。
- ●請求目論見書については販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。



# ファンドの目的・特色

## ■ ファンドの目的

信託財産の成長を目標として、積極的な運用を行ないます。

## ■ ファンドの特色

## 主要投資対象

わが国および外国の金融商品取引所に上場(これに準ずるものを含みます。)されている株式 を主要投資対象とします。

## 投資方針

- ●日経平均株価(日経225)(配当込み)\*をベンチマークとし、中長期的かつ安定的に上回る 投資成果を目指します。
  - ※配当込みの日経平均株価(日経225)の値動きを示す「日経平均トータルリターン・インデックス」を対象指数とします。 以下、同指数を「日経平均株価(日経225)(配当込み)」といいます。
  - ・日経平均株価(日経225)(配当込み)とは、日本経済新聞社が発表している株価指数で、東京証券取引所プライム市場 上場銘柄のうち市場を代表する225銘柄を対象に算出されます。わが国の株式市場全体の動向を示す指標の1つです。
- ●株式への投資にあたっては、日経平均採用銘柄を中心に投資します。また一定の基準により 選択した割安株と小型株(時価総額が小さいもの)で補完し、運用効率の向上をめざします。
  - ◆組入銘柄は、日経平均採用銘柄に、将来の企業収益予想の基礎となる情報が相対的に豊富で流動性 に問題がないと考えられる銘柄を加えた銘柄母集団\*の中から選定します。
    - ※銘柄母集団は見直す場合があります。
- ●日経平均株価(日経225)(配当込み)に対し安定した超過収益を獲得することを目指し、 ポートフォリオ全体のリスク・コントロールを重視した運用を行ないます。
- ●組入銘柄の選定にあたっては、「バリュー投資」の考え方に基づいて行なうことを基本とし、 運用効率の向上をめざします。

#### 一バリュー投資とは一

一般的には、企業の収益力、資産価値等に比べて、株価が割安と判断される銘柄へ投資するスタイルをいいます。その割安性は通常PER(株価収益率)やPBR(株価純資産倍率)および配当利回り等の指標で計測されます。



# ファンドの目的・特色

## ■ポートフォリオ構築のプロセス■

### 銘柄母集団の選定

組入銘柄は、日経平均採用銘柄に、将来の企業収益予想の基礎となる情報が相対的に豊富で流動性に問題がないと考えられる銘柄を加えた銘柄母集団の中から選定します。 (銘柄母集団は見直す場合があります。)



#### 投資価値の算出

長期的な日本経済のファンダメンタルズ予測を前提に各業界の成長性・収益性を評価、企業の定性的な競争力の評価を数値化し、企業の将来収益予測に基づいて、銘柄毎の投資価値の算出を行ないます。



#### 割安性の判断

各銘柄間の割安度の相対的な比較を行ないます。



#### ポートフォリオ全体のリスク・コントロール

割安な銘柄の中から、リスク・コントロールを重視しながらポートフォリオを構築します。



### ポートフォリオの構築

## 主な投資制限

株式への投資割合	株式への投資割合には制限を設けません。
外貨建資産への 投資割合	外貨建資産への投資割合は、信託財産の純資産総額の50%以内とします。
デリバティブの利用	デリバティブの利用はヘッジ目的に限定します。

## 分配の方針

原則、毎年2月22日(休業日の場合は翌営業日)に分配を行ないます。

分配金額は、利子・配当収入等のほか売買益等も含め、基準価額の水準を勘案して委託会社 が決定します。



\* 委託会社の判断により分配を行なわない場合もあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。



## ■ 基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、投資を行なっている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの<u>運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。</u>したがって、ファンドにおいて、投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。

株価変動リスク

ファンドは株式に投資を行ないますので、株価変動の影響を受けます。

\*基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

# ■ その他の留意点

- ◆ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- ●ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付けが中止等となる可能性、換金代金の支払いが遅延する可能性等があります。
- 資金動向、市況動向等によっては、また、不慮の出来事等が起きた場合には、投資方針に沿った運用ができない 場合があります。
- ●ファンドが組み入れる有価証券の発行体において、利払いや償還金の支払いが滞る可能性があります。
- 有価証券への投資等ファンドにかかる取引にあたっては、取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる可能性があります。
- ●ファンドのベンチマークは、市場の構造変化等によっては今後見直す場合があります。また、ベンチマークに対して一定の投資成果をあげることを保証するものではありません。
- ●ファンドは、計算期間中に発生した運用収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて分配を行なう場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。

投資者の個別元本(追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本)の状況によっては、分配金額の一部または 全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。

分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後の純資産はその相当額が減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行なった場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。



# ■ リスクの管理体制

委託会社では、ファンドのパフォーマンスの考査および運用リスクの管理をリスク管理関連の委員会を 設けて行なっております。

## ●パフォーマンスの考査

投資信託の信託財産についてパフォーマンスに基づいた定期的な考査(分析、評価)の結果の報告、審議を行ないます。

#### ●運用リスクの管理

投資信託の信託財産の運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行なうことにより、適切な管理を行ないます。

#### ※流動性リスク管理について

流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行ないます。リスク管理関連の委員会が、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について監督します。



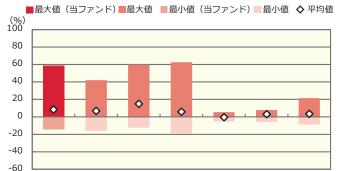
## リスクの定量的比較 (2018年10月末~2023年9月末:月次)

## ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



2018年10月 2019年9月 2020年9月 2021年9月 2022年9月 2023年9月

#### ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



当ファンド 日本株 先進国株 新興国株 日本国債 先進国債 新興国債

	当ファント゛	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
最大値(%)	58.8	42.1	59.8	62.7	5.4	7.9	21.5
最小値(%)	△ 14.3	△ 16.0	△ 12.4	△ 19.4	△ 5.5	△ 6.1	△ 8.8
平均值(%)	8.4	6.8	15.0	5.9	△ 0.6	3.0	3.5

- \* 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものと みなして計算したものです。2018年10月末を10,000として指 数化しております。
- \*年間騰落率は、2018年10月から2023年9月の5年間の各月末に おける1年間の騰落率を表示したものです。
- \*全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- \*2018年10月から2023年9月の5年間の各月末における1年間の 騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- \*決算日に対応した数値とは異なります。
- \* 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。
- ※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。
  - <代表的な資産クラスの指数>
  - ○日本株:東証株価指数(TOPIX)(配当込み)

  - ○日本体は、基本体制制度(TOFIA)(配当250)) ○先進国株:MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース) ○新興国株:MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)
  - ○日本国債: NOMURA-BPI国債
  - 先進国債:FTSE世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)
  - ○新興国債: JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)

#### ■代表的な資産クラスの指数の著作権等について■

- ○東証株価指数(TOPIX)(配当込み)・・・配当込みTOPIX(「東証株価指数(TOPIX)(配当込み)」といいます。)の指数値及び東証株価指数(TOPIX)(配 当込み)に係る標章又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」といいます。)の知的財産であり、指数の算出、 指数値の公表、利用など東証株価指数(TOPIX)(配当込み)に関するすべての権利・ノウハウ及び東証株価指数(TOPIX)(配当込み)に保る会標章又は内 標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、東証株価指数(TOPIX)(配当込み)の指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責 任を負いません。本商品は、JPXにより提供、保証又は販売されるものではなく、本商品の設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対し てもJPXは責任を負いません。
- ○MSCI-KOKUSAI指数(配当込み、円ベース)、MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)・・・MSCI-KOKUSAI指数(配当込み、円ベース)がMSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCIが開発した指数です。同指数に対する著作権、知的所
- み、円ペース)、MSCIエマージング・マーケット・インテック人(配当込み、円ペース)は、MSCIか開発した指数です。同指数に対する者作権、知的所有権その他一切の権利はMSCIに帰属します。またMSCIは、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
  NOMURA-BPI国債・・・NOMURA-BPI国債の知的財産権は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、NOMURA-BPI国債の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、NOMURA-BPI国債を用いて行われる野村アセットマネジメント株式会社の事業活動、サービスに関し一切責任を負いません。
  ○FTSE世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ペース)・・・FTSE世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ペース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知り財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
- LLCの知的規度であり、指数に関するすべての権利はFISE Fixed Income LLCが有しています。

  ○JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)・・・「JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)」(ここでは「指数」とよびます)についてここに提供された情報は、指数のレベルも含め、但しそれに限定することなく、情報としてのみ使用されるものであり、金融商品の売買を勧誘、何らかの売買の公式なコンファメーション、或いは指数に関連する何らかの商品の価値や値段を決めるものでもありません。また、投資戦略や税金における会計アドバイ ADはコンプ・スーション、気がは背数に関連する何うかの間面の間面にではなど失めるものともありません。また、投資戦略で祝金におりる会計といれて スを法的に推奨するものでもありません。ここに含まれる市場価格、データ、その他の情報は確かなものと考えられますが、JPMorgan Chase & Co. 及び その子会社(以下、JPM)がその完全性や正確性を保証するものではありません。含まれる情報は通知なしに変更されることがあります。過去のパフォー マンスは将来のリターンを示唆するものではありません。本資料に含まれる発行体の金融商品について、JPMやその従業員がロング・ショート両方を含め てポジションを持ったり、売買を行ったり、またはマーケットメークを行ったりすることがあり、また、発行体の引受人、プレースメント・エージェン

シー、アドバイザー、または貸主になっている可能性もあります。 米国のJ.P. Morgan Securities LLC(ここでは「JPMSLLC」と呼びます)(「指数スポンサー」)は、指数に関する証券、金融商品または取引(ここでは「プ 不過かが、Midgan Securities Lic (ことでは「JFMSLIC)」では、「JTMSLIC)」では、「JTMSLIC)と呼びます)についての援助、保障または販売促進を行いません。証券或いは金融商品全般、或いは特にプロダクトへの投資の推奨について、また金融市場における投資機会を指数に連動させる或いはそれを目的とする推奨の可否について、指数スポンサーは一切の表明または保証、或いは伝達または示唆を行なうものではありません。指数スポンサーはプロダクトについての管理、マーケティング、トレーディングに関する義務または法的責任を負いません。指数は信用できると考えられる情報によって算出されていますが、その完全性や正確性、また指数に付随する情報について保証するものではありません。指数は指数スポンサーが保有する財産であり、その財産権はすべて指数スポンサーに帰属します。

JPMSLLCはNASD, NYSE, SIPCの会員です。JPMorganはJP Morgan Chase Bank, NA, JPSI, J.P. Morgan Securities PLC.、またはその関係会社が投資 銀行業務を行う際に使用する名称です。

(出所:株式会社野村総合研究所、FTSE Fixed Income LLC 他)



# **運用実績** (2023年9月29日現在)

# ■ 基準価額・純資産の推移 (田次)



# ■ 分配の推移

(1万口あたり、課税前)

30	円
30	円
30	円
20	円
20	円
660	円
	30 30 20 20

# ■ 主要な資産の状況

銘柄別投資比率 (上位)

	X ( X ) ( X ) ( X )		
順位	8柄 	業種	投資比率(%)
1	ファーストリテイリング	小売業	7.9
2	中外製薬	医薬品	4.0
3	ルネサスエレクトロニクス	電気機器	3.3
4	デンソー	輸送用機器	3.3
5	日立製作所	電気機器	3.3
6	アステラス製薬	医薬品	3.1
7	N T T データグループ	情報・通信業	2.7
8	三井化学	化学	2.1
9	アドバンテスト	電気機器	2.0
10	ソフトバンクグループ	情報・通信業	2.0

#### 業種別投資比率(上位)

順位	業種	投資比率(%)
1	電気機器	22.1
2	小売業	11.4
3	医薬品	10.1
4	情報・通信業	9.1
5	化学	8.8

# **年間収益率の推移**(暦年ベース)



- ・ファンドの年間収益率は税引前分配金を再投資して算出。
- ・2023年は年初から運用実績作成基準日までの収益率。

●ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。●ファンドの運用状況は、別途、 委託会社ホームページで開示している場合があります。



# ■ お申込みメモ

				購入コース	購入単位		
				<b>購入コー人</b>			
				一般コース	1万口以上1万口単位 (当初元本1口=1円)または		
購	入	単	位	(分配金を受取るコース)	1万円以上1円単位		
				自動けいぞく投資コース			
				(分配金が再投資されるコース)	1万円以上1円単位		
				(原則、購入後に購入コースの変更はでき	ません。)		
購	入	価	額	購入申込日の基準価額			
X <del>F3</del>		ТЩ	田只	(ファンドの基準価額は1万口あたりで表表	示しています。)		
購	入	代	金		までに、お申込みの販売会社にお支払いくださ		
743				<i>ι</i> ۱,			
				購入コース	換金単位		
換	金	単	位	一般コース	1万口単位、1口単位または1円単位		
				自動けいぞく投資コース	1円単位または1口単位		
   換	 金		額	換金申込日 <i>の</i> 基準価額			
換	 金	代	金	原則、換金申込日から起算して4営業日目が	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		
	\= /±	1=					
申	込 締	切時	間	午後3時までに、販売会社が受付けた分を	当日のお申込み分とします。 		
購	入の目	申 込 期	目間	2023年5月19日から2024年5月21日まで *申込期間は、上記期間満了前に有価証券	届出書を提出することによって更新されます。		
換	金	制	限	1日1件10億円を超える換金は行なえません。なお、別途換金制限を設ける場合があります。			
n## -	1/2 0						
	入・換金 止 及で				よび既に受付けた購入、換金の各お申込みの受		
	ш ж с			付を取消すことがあります。			
信	———— 託		間	2028年2月22日まで (1990年2月23日設	党定)		
繰		 償	還	受益権口数が20億口を下回った場合等は、	償還となる場合があります。		
決	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	 算	日	原則、毎年2月22日(休業日の場合は翌営	業日)		
収	益	分	配	年1回の決算時に分配を行ないます。(再投	資可能)		
信	託 金 (	の限度	額	3500億円			
公			告	原則、http://www.nomura-am.co.jp/に	電子公告を掲載します。		
運	用	级 告	書	ファンドの決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、知れている受益者に交付しま			
				す。 	<del>-</del>		
				課税上は、株式投資信託として取扱われま 配当控除の適用が可能です。	У .		
					投資非課税制度)の適用対象であり、2024年1		
   課	税	関	係	月1日以降は一定の要件を満たした場合(	こNISAの適用対象となります。ファンドは、		
	7万	入	示		ない予定です。詳しくは、販売会社にお問い合		
				わせください。			
				* 上記は2023年9月末現任のものですので れる場合があります。	、イルルムメ゙ルメエヒC1 ルに物ロ寺には、内合が変更さ 		

<sup>※</sup>購入、換金の各お申込みの方法ならびに単位、および分配金のお取扱い等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

# ■ ファンドの費用・税金

## ファンドの費用

投	資者が直接的に負	担する費用
	購入時手数料	購入価額に2.2% (税抜2.0%) 以内で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額 (詳しくは販売会社にお問い合わせ、もしくは購入時手数料を記載した書面をご覧ください。) 購入時手数料は、商品及び関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務 コストの対価として、購入時に頂戴するものです。
	信託財産留保額	ありません

#### 投資者が信託財産で間接的に負担する費用

信託報酬の総額は、<u>①により計算した額に、②により計算した額を加減して得た額</u>とします。 ファンドの信託報酬は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の 最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。

①日々のファンドの純資産総額に下記の信託報酬率を乗じて得た額 なお、信託報酬率の配分はファンドの純資産総額の残高に応じて下記の通りとします。

ファンドの 純資産総額				300億円以下 の部分	300億円超 500億円以下 の部分	500億円超 1000億円以下 の部分	1000億円超 の部分
			信託報酬率	年0.902%(税抜年0.82%)以内 (2023年11月21日現在 <u>年0.902%(税抜年0.82%)</u> )			
đ	支払先	委託会社	ファンドの運用とそれに伴う調査、 受託会社への指図、 法定書面等の作成、 基準価額の算出等	年0.42%	年0.43%	年0.44%	年0.45%
て役務の	かい配分	販売会社	購入後の情報提供、 運用報告書等各種書類の送付、 口座内でのファンドの管理 および事務手続き等	年0.30%	年0.30%	年0.30%	年0.30%
容	<b>多</b> 抜	受託会社	ファンドの財産の保管・管理、 委託会社からの指図の実行等	年0.10%	年0.09%	年0.08%	年0.07%

## 運用管理費用 (信託報酬)

- \*上記配分は、2023年11月21日現在の信託報酬率における配分です。
- ②運用実績\*に応じて、日々のファンドの純資産総額に下記の率を乗じて得た額 ※日々の基準価額の前期末基準価額に対する割合(「基準価額倍率」といいます。)

基準価額倍率	率
120%以上のとき	年0.055%(税抜年0.05%)を加える
110%以上120%未満のとき	年0.033%(税抜年0.03%)を加える
90%以上110%未満のとき	なし
80%以上90%未満のとき	年0.033%(税抜年0.03%)を減じる
80%未満のとき	年0.055%(税抜年0.05%)を減じる

<sup>(</sup>注) 上記は委託会社の報酬分として加減されます。



# 手続・手数料等

その他の費用・手数料

その他の費用・手数料として、以下の費用等がファンドから支払われます。これらの費用等は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

- ・組入有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料
- ・外貨建資産の保管等に要する費用
- ・監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用
- ・ファンドに関する租税等

## 税金

- 税金は表に記載の時期に適用されます。
- ●以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税、復興特別所得税 及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時及び 償還時	所得税、復興特別所得税 及び地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

- \*上記は2023年9月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。
- \*少額投資非課税制度「愛称: NISA (ニーサ)」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」は、上場株式、公募株式投資信託等に係る非課税制度です。NISAをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が一定期間非課税となります。2024年1月1日以降は、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が無期限で非課税となります。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。

また、2024年1月1日以降は、税法上の要件を満たした商品を購入した場合に限り、非課税の適用を受けることができます。(2023年9月末現在)

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

- \* 外貨建資産への投資により外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
- \*法人の場合は上記とは異なります。
- \*税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。